

# 医業トピックスQA

平成 25 年  
8 月 16 日  
第 24 号

## 今月の院長先生からの質問



Q 医療法人で理事長の社宅を購入しようと考えていますが、何か問題はないでしょうか？

A 医療法人で、役員や親族のみを対象とする厚生施設等の購入・貸与は原則として認められておりません。これは社宅についても同様の扱いとなります。

医療法人は、剰余金の配当が禁じられており、これは利益処分による配当だけでなく、配当に類似する行為も含まれています。そのため、営利法人では認められている社宅制度も医療法人では原則認められないということになります。

## 今月の時事ニュース

### 消費税 8% 時の財源配分を示す ～中医協分科会で厚労省～

厚労省は 8 月 2 日、中医協の「医療機関等における消費税負担に関する分科会」で、前回 6 月 21 日の分科会で示した 3 つの案のうち、「案 1」をベースに診療報酬本体部分に配分される財源を「医科」「歯科」「調剤」に振り分け、さらに、病院と診療所間の財源配分について示した。

それによると、診療所は「初・再診料に上乘せ」、病院については、「診療所と同一の点数となるよう初・再診料を引き上げ」、「残りの財源を入院料に上乘せ」の二つの方法を示した。